

古川浄化用導水路運転管理業務仕様書

1 一般事項

- (1) 受注者は契約書及び仕様書に基づき本市の指示に従い、終始誠実良心的に業務に当たること。
- (2) 受注者は随時関係書類を提出すること。
- (3) 受注者は仕様書等に記載された事項の解釈について、疑義を生じたときは本市と協議しなければならない。
- (4) 受注者は、委託業者の処理を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、再委託ガイドラインを遵守し、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 摘要事項

本委託における、一切の作業は関連法規に準じること。

古川浄化用導水路運転管理業務特記仕様書

1 総 則

(1) 本業務委託の施設の維持管理については、大阪府より本市に委託されており一級河川寝屋川の流水を一級河川古川へ導水している古川浄化用導水路施設（以下「施設」という）の運転、点検整備及びこれらに付随する一切の業務である。

(2) 委託業務の期間は、令和 8 年 10 月 1 日～令和 11 年 9 月 30 日までとする。

(3) 受注者は、本業務委託の執行に伴い、次の書類を提出すること。

ア 着手届

イ 緊急連絡体制表

ウ 運転管理業務計画書

エ 業務完了報告書

オ その他本市が要求する書類

(4) 受注者は、業務責任者を定め、本市の承諾を得ること。

責任者は、本業務委託執行上必要な技術的、専門的知識と経験を持ち、本業務委託期間中に本市が不相当と認めた際、受注者は直ちにこれに代る者を選定し本市の承諾を得ること。

(5) 受注者は、施設及び本市負担物品等の管理は良識をもって行い、万一これらが故障、破損、又は紛失した場合は、直ちに本市に報告し、その指示に従い、速やかに処置すること。

(6) 受注者は、施設の運転、点検、整備等についての技術的な問題は本市担当者に報告、協議し、その指示に従うこと。

2 運転管理業務

(1) 業務委託に付す運転業務の概要は次の通りである。

ア 運転管理業務について、年 70 回を見込んでいる。ただし、実際業務の増減による清算は行わない。

イ 施設には、常駐しないものとし、大阪市、守口市、枚方市、寝屋川市及び門真市に大雨若しくは河川氾濫に関する注意報又は警報の発令及び解除時に、本市からの指示に従い、運転操作を行うものとする。

ウ 気象情報発令方法が変更された場合は、本市の指示に従い、運転操作を行う

ものとする。

エ その他、本市が指示するときに運転操作を行うものとする。

オ 受注者は、日常的に気象情報を収集するなどして、設備の点検を行う体制を整え、雨に関する気象警報や台風、地震等、災害が発生した時は勤務時間外の非常呼び出しに応じる事。

(2) 業務委託に付す施設の運転記録を作成し提出するものの概要は次の通りである。

ア 運転記録報告書

イ 提出部数は1部とする。

ウ 運転記録報告書は毎翌月の初めに提出するものとする。

3 点検整備業務

(1) 業務委託に付す点検業務の概要は次の通りである。

ア 古川浄化用導水樋門、吐出ゲート・流量調整バルブ等の点検を行うものとする。

イ 点検については、(社)日本下水道協会発行「下水道施設維持管理積算要領－終末処理場・ポンプ場編」並びに「下水道施設維持管理指針」に基づくものとする。

ウ 点検回数は年次点検1回、月例点検11回とし、点検については動作確認も行うものとする。また、点検内容・時期については監督員と協議の上行うものとする。

エ 点検結果は点検報告書として、毎翌月の初めに提出するものとする。

オ 点検報告書の提出部数は1部とする。

(2) 業務委託に付す整備業務の概要は次の通りである。

ア 運転中及び点検中に発見した故障は、可能な限りその状況を細部についても把握し、本市に報告すること

イ 特殊な機器、部品を必要としないで、勤務時間内に作業、処置できる簡易な故障修理を行なうものとする。

4 業務の引継ぎ

(1) 受注者が前受注者と異なる場合、受注者は本業務に先行して前受注者から引継ぎを受け、円滑に業務を引継ぐため必要な人員を配置しなければならない。なお前受注者からの業務引継ぎに要する費用は、受注者の負担とする。

- (2) 受注者は業務期間完了後、次の受注者と異なる場合は、次の受注者に対し本委託業務が支障なく継続されるよう引継ぎを行わなければならない。なお業務引継ぎに要する経費は受注者の負担とする。

5 契約の解除

発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、発注者の歳入歳出予算のこの契約に係る金額について減額又は削減があったときは、この契約を解除することができるものとする。

以上